

議案第 26 号

勝山市滞在型コンベンション施設「勝山ニューホテル」の設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山市滞在型コンベンション施設「勝山ニューホテル」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 9 月 9 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

恐竜をモチーフとした部屋の新設に伴い、使用料を改定したいため、この案を提出する。

勝山市条例第　　号

勝山市滞在型コンベンション施設「勝山ニューホテル」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市滞在型コンベンション施設「勝山ニューホテル」の設置及び管理に関する条例(平成11年勝山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p><b>(利用料金)</b></p> <p>第10条 勝山ニューホテルの<u>利用料金</u>は、別表第1及び別表第2に掲げる金額の範囲内で市長が別に定める。</p> <p>2 利用者は、前項に規定する<u>利用料金</u>を納入しなければならない。</p>	<p><b>(使用料)</b></p> <p>第10条 勝山ニューホテルの<u>使用料</u>は、別表第1及び別表第2に掲げる金額の範囲内で市長が別に定める。</p> <p>2 利用者は、前項に規定する<u>使用料</u>を納入しなければならない。</p>
<p><b>(利用料金の減免)</b></p> <p>第11条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、<u>利用料金</u>を減免することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p><b>(使用料の減免)</b></p> <p>第11条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、<u>使用料</u>を減免することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p><b>(利用料金の還付)</b></p> <p>第12条 既納の<u>利用料金</u>は還付しない。ただし、次の各号の一に該</p>	<p><b>(使用料の還付)</b></p> <p>第12条 既納の<u>使用料</u>は還付しない。ただし、次の各号の一に該</p>

当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1)・(2) (略)

(損害賠償)

第13条 利用者が、故意若しくは過失によって施設及び付属設備等を棄損又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを減免することができる。

(管理の代行)

第14条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の定めるところにより、市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)に勝山ニューホテルの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第10条に定める利用料金は、指定管理者の収入とする。

(指定管理者が行う業務)

第15条 (略)

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第6条から第10条まで及び第12条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_として  
これらの規定を適用する。

当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1)・(2) (略)

(損害賠償)

第13条 利用者が、故意若しくは過失によって施設及び付属設備等を棄損又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを減免することができる。

(管理の代行)

第14条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の定めるところにより、市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)に勝山ニューホテルの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第10条に定める使用料は、指定管理者の収入とする。

(指定管理者が行う業務)

第15条 (略)

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第6条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「定める。」とあるのは「定める。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。」と、第12条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」としてこれらの規定を適用する。

別表第1(第10条関係)

**宿泊利用料金** (税別・奉仕料込み)

区分	1人あたり
3階 全客室	20,000円
4階 <u>全客室</u>	
5階 502号室から505号室まで 509号室から518号室まで	
5階 501号室、506号室、507号室	40,000円
5階 508号室	60,000円

別表第2(第10条関係)

**部屋別利用料金**

(表略)

**附 則**

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第1(第10条関係)

**宿泊に係る使用料** (税別・奉仕料込み)

区分	1人あたり
3階 全客室	20,000円
4階 <u>403号室から413号室まで</u> <u>416号室から423号室まで</u>	
5階 502号室から505号室まで 509号室から518号室まで	
4階 <b>401号室、402号室、414号室、415号室</b>	40,000円
5階 501号室、506号室、507号室	
5階 508号室	60,000円

別表第2(第10条関係)

**部屋別使用料**

(表略)